

会議録

会 議：令和 6 年度第 2 回羽曳野市立人権文化センター運営審議会

日 時：令和 6(2024)年 9 月 25 日(水) 午前 9 時 50 分～

場 所：羽曳野市立人権文化センター

出席者：（羽曳野市立人権文化センター運営審議会委員）

会長、副会長、他委員 4 名

（羽曳野市）

事務局：事務局 5 名

《内容》

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 案件

①羽曳野市立人権文化センターの運用について（案）

②今後のスケジュール

③その他（羽曳野市立人権文化センター運営審議会委員の任期満了に伴う新委員の推薦について）

4. 閉会

➡事務局

皆さんおはようございます。

時間まだ早いんですが、全員お揃いというところでもう始めさせて頂きたいと思います。

令和 6 年度第 2 回、羽曳野市立人権文化センター運営審議会を開会させて頂きます。

事務局より議事に入るまでの進行を務めさせて頂きます。

なお、記録用に会議録音をいたしますので、ご了承頂きますよう、よろしくお願い

いたします。それでは会議次第に沿って進めさせて頂きます。次第の方をご覧頂けますでしょうか。次第 2、会長よりご挨拶を頂戴いたします。よろしくお願いします。

○会長

皆さんおはようございます。

羽曳野市でああいう公共施設が建つというのは、この当分なかったと思います。

市民の方は多分、どんな施設が建つだろうと。そうゆうふうに見ているのではないかなと思いますけども、誰もがやはり、あの施設を使ってよかったな、また使いたいなというような施設になって欲しいと思っております。

そうすることによって、この向野の方にまた、羽曳野市の方々が足を運んで頂けるということで、我々もそれを願っているわけです。

色々皆さんの方で意見を言って頂いて、そしてそれに対して、羽曳野市の方も本当に誠意がある回答もして頂いていますし、そして皆さんもいろんな意見も言って頂いて、これは多分、公開するんですかね？会議録。はい。だから、我々がこういう流れで、いろんな意見を出し合って、こういう会館ができたというのは記録に残るということです。今日も是非とも色んなご意見を出して頂きたいと思います。それでは最後までよろしくお願いします。

➡事務局

会長ありがとうございました。案件に入ります前に、ここで本日の資料の確認をさせて頂きます。本日の資料は 3 点となっております。

初めに令和 6 年度第 2 回羽曳野市立人権文化センター運営審議会の会議の次第です。

続きまして、資料 1 としまして、令和 6 年度第 1 回羽曳野市立人権文化センター運営審議会、意見の概要、こちらまとめになります。

続きまして資料 2、羽曳野市立人権文化センターの運用案について、こちら前回お渡しさせて頂いたものを今回ちょっと微修正させて頂いたものになります。

以上3点となっております。

委員の皆様方、資料は揃っておりますか？

はい。ありがとうございます。それではここで本日の出席状況の報告をさせていただきます。

委員総数6名のうち、2分の1以上である、3名以上の出席を頂いております。

羽曳野市立人権文化センター条例施行規則第14条第2号の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。それでは、審議に入ります。

これよりは、羽曳野市立人権文化センター条例施行規則第14条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

会長よろしくお願い致します。

○会長

はい。それでは3の案件、①のところ です。羽曳野市立人権文化センターの運用についての案を事務局の方から説明よろしくお願い致します。

3-①羽曳野市立人権文化センターの運用（案）について

➡事務局

はい、事務局よりご説明申し上げます。

令和6年度第1回羽曳野市立人権文化センター運営審議会において、事務局より新たな人権文化センターの運用についてたたき案を提示させて頂き、委員の皆様より様々なご意見を頂戴頂きました。ご意見に基づき、市内部において協議いたしました。協議の結果を踏まして再度運用案を提示させていただきます。説明後、皆様方より、ご意見を頂きたいと思えます。

それでは資料2の方を中心にご説明申し上げますので、よろしくお願い致します。

所在地、住所などに変わりましたは、前回ご提示させて頂きました向野2丁目5番22号とし、変わりません。

使用料につきましては、前回の説明の方をさせて頂きましたが、使用料は他市の隣保館の使用料の比較や、羽曳野市内に3館ありますコミュニティセンターとの利用料金の整合性を図るために、前回と同じ金額とさせて頂いております。

開館時間及び休館時間についてでございます。

月曜日から金曜日につきましては、午前9時から午後9時までの現状のままとし、土曜日につきましても、午前9時から午後5時までの現状のままとします。

休館日につきましては、日曜日及び祝日、12月29日から1月3日は基本的には休館とさせて頂きたいと考えております。

ただしイベント開催時等において、開館する必要があると認められた場合については、開館を行います。

次、使用料の減免ですが、第1回の案と変わりません。

今後、減免割合などにつきましては、市として検討して参ります。

なお、今回新たな案を提示いたしましたが、第1回の審議会の際にも、委員の方々からご意見を頂きました通り、毎年行う審議会において、開館時間、閉館日、また、運用についてご意見を頂戴したいと思えます。以上でございます。

○会長

はい。今のご説明がありましたように、前回のときには、色々ご意見いただきました。

先程もありましたように、平日の開館時間、土曜日、について、また日曜日について、この辺の開館時間等についての色々ご意見も頂きました。

その件につきまして、今行政の方から、回答頂きましたが、何かご意見はありますか？

はいどうぞ。

○委員

前回の色んな発言をさせて頂いて、積極的に私たちの意見を検討頂いたことは非常にうれしく思っています。地域の皆さん方もこれでいけば、従来通りの人権文化センターということで、すごく安心して頂けると思いますので、羽曳野市としても、他市からも非常に注目されている今の現状ですね、人権文化センターがはっきり言って、維新の市長が立てるということに対しては、余計皆さん方が、えって感じで思っている中で、きちっと従来どおりの運営

状態をされることは、すごく私たちにとっても元気付けられますし、羽曳野市人権に対する人権行政に対する取り組み、市としての形に表せたのと違うかなと、非常に頑張って皆さん議論して頂いたのかなと思って、うれしく思っています。ありがとうございます。

○会長

今、委員の方からも意見ありましたように、行政の方はきちっと対応してくれたということ。ただ、これですっといくということではなくて、先程もありましたように、やっぱり毎年、振り返る、統計も取って頂いて、そして、そういうものを踏まえながら、また考えて、最近特に我々も私もそうですけれども、よく職場で言われるのは、費用対効果、税金でやっているから、「どんな啓発やっているのか?」「有効なものをやっているのか?」いつも上からこう言われるわけですけども。そういうことで頑張って、でも他から見たら、そういうふうに見えない部分もありますので、会館を新たな体験したという時に、やっぱり、みんなで盛り上げていく、行政の方も頑張って頂くということが一番大事ではないかと思います。あとご意見ですが、いつも終わりかけになりましたら、非常に意見たくさん頂くんですね。時間もありますので、どんどん今のうち意見を頂けたらと思いますので、どうですか?

○委員

そうですね、前回の時、この意見の概要をずっとチェックさせてもらって、大体この通り動いてるので、今のところ新しい件というのはないですね。はい。順調にこう進んでいると思います。

○委員

すいません。

○会長

はいどうぞ。

○委員

新しい館が建てられたら、今以上に見学者が増えるかもしれない。

どんなところにあったかも含めて、だから、忙しくなるのではないかと?

今でも羽曳野市内の小学校、中学は全部他の学習も含めてやっていますから、かなり大変です。そこに他市からの見学に来られたりとか、他市に私のところのメンバーとしゃべりに行ったりとかありまして、そういう中で、新しい人権文化センターがどんなところかということで、さらに見学に来られる可能性もありますので、職員の皆さん、また忙しい目をさせるかもしれませんが、よろしくご協力お願いしたいと思います。

➡事務局

新たに人に来てもらおうと思えば、形にとらわれず色々考えていかなければと思っています。

○会長

これは向こうに移るといのは、何月頃に考えておられるのか?

➡事務局

契約の方を8月27日に、タケダ建設様の方とさせて頂きまして、今現在、先ほど会長がおっしゃった通り、今現地事務所の方も建ちまして、これからどんどん、更地が形になって、建物の形になってくるのかなと思います。その中で、建設期日を2月28日、できればそれまでにということで、この間も市の建築部門、私ども、設計会社の方、建設会社の方、と協議の方も進めさせて頂いているところでございます。その中で、最低でも3月31日、今年度末までについていうのはもう、これ絶対決まりです。

そのことについては関係する全員が認識的にも共有しているところでございますので、移動についてはそのあとになります。

4月1日の年度初め、令和7年度入ってすぐに開館というわけにはちょっとしんどいかなと思っています。引っ越しの費用、時間的な部分。あと、パソコンとか通信機器の部分というのは当然、別工事になってくるので、時間が必要ですので、その部分も含めると、今後どういった日が良いかというのを内部の方で協議をさせて頂き、その中で、代表的な例を言いますと、こちらの館の方が、昭和40年3月31日に完成となっています。ただ、開館した日については昭和40年5月27日。前回のときも、2ヶ月ぐらい。建築後に時間がかかっておりますので、きちとした形でちゃんとした開館をしていこうということで、こちらの方が開

館されたところでございますので、そういった部分も含めて、今後協議の方進めて参りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○委員

ここが立ったときも、同和対策審議会答申が出る前の建物ですから、すごく画期的な建物として、見学者が周辺からいっぱい来ていました。モデル地域として、今はもう一番古い建物ということで、まだかまだかということで、皆さん心配されていましたが、新しくなっていくということで、すごく喜ばしいなと思います。

○委員

今までのスケジュールから、5月中かな？

➡事務局

そうですね。早くてゴールデンウィーク明けぐらいになるんじゃないかと思われます。

○委員

かなり頑張らないと出来ないと言ってはって。

○委員

建築はどちらにしても、最終的に3月31日が期日と契約の中でもなっていると聞いています。

➡事務局

それに、まだ物品搬入や他の工事等がございますので。

○委員

また、タケダ建設は地元の業者でもあることから頑張ってやりますと言っていましたが、実際には、難しいですとおっしゃってて、この間も畜魂祭でちょっと会った時に、かなり頑張らないと間に合わないの。あと天気の関係が心配ですと言っていました。

○会長

みなさんどうですか？

○副会長

もう竣工、大体予定通りと伺ったので、大丈夫ですよ？

➡事務局

本当に天候の加減も言いたいところなんです、特に先週、年末に石川県等で発生した豪雨災害等が、ああいうのが羽曳野市に絶対起こらないという保証はないので。現地はもう本当に大変な目に遭ってるんですけど、羽曳野市にも絶対起こらないという可能性がない。それとあと、私共が一番危惧してるのは、正月休みを挟んで休みがちょっと多いというところもございますので、そのところも含めて、今タケダ建設の方でも、土曜日、日曜日、祝日につきましては、職人が入って、計画通り進めていきたいというようなご意見、お話の方も頂いているところです。

○会長

質問させていただきます。

使用料の減免ですが、これをずっと見て、私もそんなに理解はできていないですが、これだけ減免やると、どの団体がお金払うのか。例えばこんな団体もあるよ。これ。もう減免が悪いついていうことではなくて、その辺の線引きが何か非常にわかりにくいと思うんですけど。どうですか？

➡事務局

今お示しさせて頂いている減免の案につきましては、あくまでその団体というより、その使用目的、どういったことに対して利用されるのかなというところに対しての減免になってきますので、一概にこの団体だから、減免だというわけにもならない。

ただ、ちょっと前回もありましたけど、地区の方で、子供会の方がクリスマスをする。

こうゆうところにつきましては、やっぱり他の公民館とか、コミュニティセンターでも、利用料というのは徴収しておりますので、そこはやっぱりきっちりと頂くものは頂いて。ただ、この施設の利用目的に合致した場合につきましては、免除、減免の対象にはなってくるのかなと考えております。

○会長

まず問合せをして、減免になるかどうかっていうのを、確認することで大丈夫。

○委員

今までは青少年児童センターの方が手続きしていた、そういうクリスマス会などで使用していた。今回は、青少年児童センターを1年間休館と言ったら、そんな事業こっち引き継いでくれるのかどうか。だから、その時にはここへ来たらお金かかるとかがあるのかどうかね。そこらへんどうなんでしょうね？

○委員

この議論はしてませんけど。うん。それはしていくべきであると個人的には思っていますが、当然議論してね。

○委員

うん。利用料金は次からもう当たり前に必要であるということも含めて、それがそのように、今使っているところも、その説明もある程度明記をしていくような方向で検討してもらわないと、突然お金がいるとなったら、違うだろうとなっても駄目なので、もめてもいけませんから。そういう事前に情報提供も含めて、誤解のないように、時間かけてでも丁寧に説明をお願いしたい。

➡事務局

すいません。事務局より説明させていただきます。

その件につきましては、すでに青少年児童センターの館長の方と、協議の方入ってます。利用者に対してなんですが、その中で、もう既にこちらの方でやってる事業についても、例えばこちらの方の館で夜確実にやってる事業というのは火曜日の識字教室になるんですけども、その日以外で、向こうの館でもやってる事業だとか集まり、そういった部分を1年間、向こうも使えませんが、そこに埋めていくという作業についても、今現在進めさせて頂いているところでございます。はい。

○会長

前向きに頑張っている感じがします。

○委員

夜間もお金かかるんですか？

➡事務局

それにつきましても資料に記載があります。市の方がやっている事業になりますので、当然減免措置の適用となります。

○委員

わかりました。

3-②今後のスケジュール

➡事務局

私の方から案件2について、今後のスケジュールについて、ご説明をさせて頂きたいと思えます。本日頂きましたご意見なども、ご意見まとめたものを、会長に提出し、了承頂いたものについて、答申書とし、会長及び副会長より、市の方（山入端市長ですね）に提出して頂きます。提出日については、今後、会長及び副会長と調整し、決定させて頂きたいと思えます。

3-③その他（羽曳野市立人権文化センター運営審議会委員の任期満了に伴う新委員の推薦について）

➡事務局

その他といたしまして、羽曳野市人権文化センター運営審議会委員の皆様方の任期満了に伴います新委員の推薦について。本日机のところに、先にお渡しさせて頂いているところですが、前回1回目のときにもちょっとご説明させて頂いたのですが、令和6年10月31日木曜日をもって、現在の任期が満了となります。そのため、令和6年11月1日金曜日から、2年間の人権文化センター運営審議会委員の推薦書を頂きたいと思えます。

なお、再選については、問題ありません。今日は、もし変わられる場合っていうのも含めまして、そのために必要な書類関係一式を置かせて頂いておりますが、もし、このメンバー様がそのまま再任されるということでありましたら、出して頂くものにつきましては、名前の部分だけ。それ以外のマイナンバーの番号、そういったものも必要ございません。

もう、すでに頂いておりますので、この推薦書だけで構いません。

提出日につきましては、令和6年10月18日金曜までに、すいませんが事務処理上必要でございますので、事務局まで提出をお願いいたします。

また、連絡を頂きましたら取りに伺いたいと思いますので、ご協力の方、よろしくお願いいたします。

○会長

今ご説明ありましたように、再任は良いということですので、仕事の都合とかいろいろ考えて頂いて、是非ともまた、引き続きご協力の方をよろしくお願いいたしますと思います。年齢制限は、市の方では、ちょっと言われている部分もありますが、一番最後のところに、やっぱり役員さん、お忙しい中やって頂いて、それだけ熱意のある方、というふうに市の方でも受けとめて頂いております。特に今回、この運営審議会につきましても、その通りだと思っておりますので、特に問題ございません。ほとんど定年で、形の上であります。その通りいかないのが、今の現状ではないかなと。先程ありましたように、10月18日金曜日まで、できるだけ早くこの申請を事務局に出して頂く。

➡事務局

はい。そうです。

○会長

はい。人権推進課でもいけるんですか、はい。また忙しい人は電話したら、取りに来て頂くというような、ものすごく親切な。できるだけ足を運んで頂きたいと思います。

それでは、今日予定しておりました案件は、これで終了なんですけれども、何かありましたらどうぞ。

○委員

最終の答申というのは、回してくれるのか？

➡事務局

会長に確認いただき、提出いたしますが、提出するものについてコピーを皆様方にお渡しします。

➡事務局

はい。会長、副会長、委員の皆様、ありがとうございました。

次回ご参集頂きますのは、令和7年度に入ってからになります。その際には新委員の皆様になります。

できれば、新人権文化センター開設後にしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。委員の皆様方におかれましては、今後ともご指導いただき、ますますの発展につなげるよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和6年度第2回羽曳野市立人権文化センター運営審議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。